

短期入所（ショートステイ） （日帰り）

草の実病棟（小児整形外科病棟）にて日帰りでお過ごしいただく、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスです。

対象者

重症心身障がい児

※医療型短期入所の対象者かどうか、相談支援専門員または市町の障がい福祉担当課にまずはご相談ください。

利用回数・期間・時間

障害福祉サービス受給者証に記載された範囲内かつ週1日まで（一月最大5日）となります。未就学児は曜日固定の毎週1日（一月最大5日）。就学児（原則高校生まで）は不定期で週1日まで（一月最大5日）。

※月曜日～金曜日の9：30～15：30（祝日、年末年始を除く）。

主な費用

1) 介護給付費

障害福祉サービス受給者証に記載された負担金額

2) 食費 1食 460円

ご利用までの流れ

①利用希望診察

医師による診察で、心身の状況や普段の生活の様子を確認させていただきます。

②体験入所

日帰りの体験入所をしていただきます。

※「医療保険による入院」による体験入所となります。

※体験入所は、利用希望診察から約2～3か月後になります。

③支給申請、支給決定

体験入所の結果、利用可能であれば、市町の障がい福祉担当課に医療型短期入所の支給申請手続きを行い、支給決定（障害福祉サービス受給者証の交付）を受ける必要があります。

④利用契約

障害福祉サービス受給証が交付されましたら、契約手続きを行います。

⑤利用開始

契約後に予約の上、利用を開始いただけます。

主な持ち物

- 衣類、使用衣類等入れビニール
- 内服薬（1日分及び予備3日分）
- 食事用品：エプロン、食食用タオル等
- 排泄用品…オムツ、おしり拭き等
- 入浴用品（入浴がある場合）

…バスタオル、シャワー、ボディソープ

- 洗面用品…歯ブラシ、歯磨き用コップ等
- 障害福祉サービス受給者証

※全ての持ち物に記名をお願いします。

入浴・リハビリ等

○入浴：ご希望があれば曜日に関わらず利用日に入浴できます。

○定期利用の未就学児にはリハビリがあります。

○未就学児には保育の時間があります。

予約方法

<未就学児>

利用契約の段階で利用予定の曜日を固定しますので、予約の必要はありません。

<就学児>

利用希望月の前月1日（土日祝日の場合は月始めの平日）8:30よりお電話にて予約を受付けます。

また、行事等の決まった予定がある場合には、利用希望月の3か月前より受付けができますので、ご相談ください。

※受付状況によって、ご希望に添えないこともございます。